

「審査事務規程」(平成14年7月1日検査法人規程第11号)改正新旧対照表

平成15年12月26日施行

新			旧		
<b>第3章 審査結果の通知</b> <b>3-3 15 備考欄</b> (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。			<b>第3章 審査結果の通知</b> <b>3-3 15 備考欄</b> (1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。		
記載を要する自動車	記載事項	記載例	記載を要する自動車	記載事項	記載例
1.~19(略)	(略)	(略)	1.~19(略)	(略)	(略)
19-1 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条(軽油を燃料とする自動車)又は第5条の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合することを確認した旨、 <u>平均値規制と基準値(上限値)規制の別、試験モード及びNOx・PM排出量</u>	NOx・PM法対応変更有、 <u>平均値規制、10/10・15モード、NOx 0.48g/km、PM 0.055g/km</u>	19-1 原動機等の変更が行われた自動車であって公的試験機関の試験結果によりNOx・PM特例告示第4条(軽油を燃料とする自動車)又は第5条の基準に適合することが確認された自動車	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合することを証する書面を確認した旨	NOx・PM法対応変更有
19-2.(略)	(略)	(略)	19-2.(略)	(略)	(略)
20.平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨、 <u>近接排気騒音規制値及び全輪駆動の有無</u>	平成10年騒音規制車、 <u>近接排気騒音規制値99dB、全輪駆動</u>	20.平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨	平成10年騒音規制車
21.~25.(略)	(略)	(略)	21.~25.(略)	(略)	(略)

#### 第4章 新規検査及び予備検査

##### 4 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

##### 4 - 16 - 1 性能要件

##### 4 - 16 - 1 - 1 視認等による審査

(1)～(7) (略)

(8) 4 - 15 - 2 - 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2. 及び 4 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 16 条第 8 項関係、細目告示第 94 条第 8 項関係)

##### 4 - 24 突入防止装置

##### 4 - 24 - 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量が3.5 t を超え 7 t 未満の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm 以下のものに限る。))にあっては、600mm以下。3.5 t 以下の自動車にあっては700mm以下。)  
であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下(車両総重量が 3.5 t 以下の自動車にあっては、600mm 以下。)であること。

#### 第5章 継続検査及び構造等変更検査等

##### 5 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

##### 5 - 16 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)～(5) (略)

(6) 5 - 15 - 2 - 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙 1 の 2.1.2. 及び 5 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 8 項関係)

##### 5 - 24 突入防止装置

##### 5 - 24 - 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量が3.5

#### 第4章 新規検査及び予備検査

##### 4 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

##### 4 - 16 - 1 性能要件

##### 4 - 16 - 1 - 1 視認等による審査

(1)～(7) (略)

(8) 4 - 15 - 2 - 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準及び 4 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 16 条第 8 項関係、細目告示第 94 条第 8 項関係)

##### 4 - 24 突入防止装置

##### 4 - 24 - 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量 7 t 未満の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm 以下のものに限る。))にあっては、600mm以下。)であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。

#### 第5章 継続検査及び構造等変更検査等

##### 5 - 16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

##### 5 - 16 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1)～(5) (略)

(6) 5 - 15 - 2 - 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準及び 5 - 15 - 2 - 2 (2) アの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 8 項関係)

##### 5 - 24 突入防止装置

##### 5 - 24 - 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量 7

tを超え7 t未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。）にあつては、600mm以下。3.5 t以下の自動車にあつては700mm以下。）であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5 t以下の自動車にあつては、600mm以下。）であること。

附 則（平成15年12月26日検査法人規程第25号）

この規程は、平成15年12月26日から施行する。

t未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。）にあつては、600mm以下。）であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。